

2025年度 認定こども園 岩見沢聖十字幼稚園 重要事項説明書

1 施設運営主体

名 称	学校法人 聖公会北海道学園
所 在 地	岩見沢市緑が丘1丁目21番14号
電 話 番 号	0126-22-4079
代表者氏名	理事長 笹森 田鶴

2 利用施設

施 設 の 種 類	認定こども園（幼稚園型）
施 設 の 名 称	認定こども園 岩見沢聖十字幼稚園
施 設 の 所 在 地	岩見沢市緑が丘1丁目21番地14号
連 絡 先	電 話 番 号 0126-22-4079 ファックス 0126-35-5311
管 理 者	園長 菊地 和子
利 用 定 員	(1) 子ども・子育て支援法第19条第1項第1号の子ども（保育を必要としない3歳以上児） 75人 (2) 同法第19条第1項第2号の子ども（保育を必要とする3歳以上児） 30人 計 105人
開 設 年 月 日	学校法人として昭和47年8月24日開設 (教会付属幼稚園として昭和43年4月1日開園) 令和6年4月1日から認定こども園に移行
事 業 所 番 号	0111-004438-0

3 施設の目的・運営方針

岩見沢聖十字幼稚園（以下「当園」という。）は、以下の運営方針に基づき、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、入園する幼児（以下「幼児」という。）を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とします。

- (1)「当園」は、幼児の自発的な活動としての遊びが、心身の調和のとれた発達の基礎を培う重要な学習であることを考慮して、遊びを通しての指導を中心として、幼児の健康な心と体の増進、人間関係の構築、周囲への意欲、表現力の向上等が達成されるよう努めるものとする。
- (2)「当園」は、幼児の発達が心身の諸側面が相互に関連し合い、多様な経過をたどって成し遂げられていくものであること、また、幼児の生活経験がそれぞれ異なることなどを考慮して、幼児一人一人の特性に応じ発達の課題に即した指導を行うように努めるものとする。
- (3)「当園」は、キリスト教保育を基本とし、キリスト教保育を通じて、自己肯定感を持たせ、他人を思いやる優しい心を育むよう、努めるものとする。
- (4)「当園」は、認定こども園の設置運営に係る関係法令を遵守し、事業を実施するものとする。

4 当園における施設・設備等の概要

(1) 施 設

敷 地	敷地全体	1814㎡
	うち園庭	913.39㎡

園 舎	構 造	鉄骨造・その他
	延べ面積	848.34㎡
	建築年月日	平成13年12月

(2) 主な設備

設備	部屋数	備 考
職員室	1室	
保育室	4室	年長組、年中組、年少組、満3歳児組について各1室 預かり保育室1室
遊戯室	1室	
園児用便所	2室	
絵本室	1室	

5 職員の設置状況

<組別配置状況>

組	定員	教員数	支援教諭・支援保育士数
エルマーとりゅう組(5歳)	32	2	状況によって+1～2名(個別支援補助員)
こんとあき組(4歳)	32	2	状況によって+1～2名(個別支援補助員)
ぐりとぐら組(3歳)	32	2	状況によって+1～2名(個別支援補助員)
しろくまちゃんこぐまちゃん組(満3歳)	18	2	状況によって+1～2名(個別支援補助員)

<職員の配置と勤務体系>

職 種	始業時刻	終業時刻	勤務時間			人数
			実働	休憩	計	
園 長	9:00	18:00	8:00	1:00	9:00	1名
チャプレン(講師)	必要に応じ勤務					1名
教 頭	9:00	17:00	7:15	0:45	8:00	1名
主 幹(子育て支援担当)	7:00	15:00	7:15	0:45	8:00	1名
主 任	7:00	16:00	8:00	1:00	9:00	1名
保育教諭(9時間勤務)	8:00	17:00	8:00	1:00	9:00	5名
	9:00	18:00	8:00	1:00	9:00	
保育教諭(8時間勤務)	8:15	17:00	7:45	1:00	8:45	1名
	8:30	17:00	7:30	1:00	8:30	2名
支援教諭 (7.5時間勤務)	8:30	16:00	6:45	0:45	7:30	2名
	7:45	15:15	6:45	0:45	7:30	1名
事務職員	7:45	11:45	4:00	0:00	4:00	1名
事務補助・添乗	7:45	16:15	7:45	0:45	8:30	1名
バス運転手・校務補	7:30	16:00	7:30	1:00	8:30	2名
預かり保育担当教諭	7:00	9:00	2:00	0:00	2:00	1名
	8:30	16:30	7:15	0:45	8:00	1名

	11:00	18:00	6:15	0:45	7:00	1名
	10:00	18:00	7:15	0:45	8:00	1名
個別支援補助員	8:30	12:30	4:00	0:00	4:00	2名
	9:00	13:00	4:00	0:00	4:00	2名

当園では、「幼稚園設置基準、認定こども園に関する法令等で定める基準を遵守し、教育・保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

6 学期、休園日等

(1) 当園では、以下のとおり学期・休園日を定めています。(曜日等で多少変動)

学期

ア 第1学期 4月1日～7月31日

イ 第2学期 8月1日～12月31日

ウ 第3学期 1月1日～3月31日

休園日

第3条第1号の子の場合

(1) 毎月の土曜及び日曜日

(2) 国民の祝日

(3) 夏期休業 7月24日から 8月18日まで

(4) 冬期休業 12月23日から 1月19日まで

(5) 春期休業 3月19日から 4月 8日まで

(6) 開園記念日 6月6日(行事との関係で多少動く事あり)

第3条第2号の子の場合

(1) 毎月の日曜日

(2) 国民の祝日

(3) 12月29日から1月3日まで

(2) 教育上特に必要があるときは、休業日に教育を行うことがあります。この場合、教育日を休業日に替えることがあります。

(3) 非常変災その他急迫の事情があるとき、又は伝染病予防上必要があるときは、臨時に休業することがあります。

7 教育・保育等を提供する時間

教育・保育等を提供する時間は、次のとおりです。

(1) 教育標準時間認定に係る教育・保育時間

ア 教育時間 午前8時30分から午後2時00分まで。水曜日にあつては、午前8時30分から午前11時45分まで

イ 一時預かり 午前7時00分から午前8時30分まで(保護者がその子をこの時間に登園させる必要があると園長が認めた場合に限ります。)及びアの教育時間の終了から午後6時00分までの間で一時預かりを必要とする時間

(2) 保育標準時間認定に係る教育・保育時間

ア 教育時間 午前8時30分から午後2時00分まで。水曜日にあつては、午前8時30分から午前11時45分まで

イ 保育時間 午前7時00分から午後6時00分までの間でアの教育時間以外の時間において

保育を必要とする時間

(3) 保育短時間認定に係る教育・保育時間

- ア 教育時間 午前8時30分から午後2時00分まで。水曜日にあつては、午前8時30分から午前11時45分まで
- イ 保育時間 午前8時00分から午後4時00分までの間で前記アの教育時間以外の時間において保育を必要とする時間
- ウ 時間外保育 ア及びイの時間以外の時間において保育を必要とする時間

8 提供する教育・保育等の内容

当園では、就学前の子どもに関する教育、保育の総合的な提供の推進に関する法律第6条の規定に基づき、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえ、幼稚園教育要領及び保育所保育指針に基づき、利用子どもの心身の状況等に応じて、以下に掲げる特定教育・保育その他の便宜の提供を行います。

- (1) 特定教育・保育の提供
- (2) 園バスによる送迎（ただし、希望者に限り、別に料金がかかります。）
- (3) 給食の提供（1号・・・月木、2号、新2号・・・希望により月火水木）
- (4) おやつ提供（行事実施日）
- (5) その他教育・保育に係る行事等の実施
- (6) 一時預かり及び時間外保育事業の実施
- (7) 子育て支援事業の実施

9 利用料金

- (1) 特定教育・保育に係る利用者負担（月額保育料）
_特定教育・保育を提供した際の利用者負担（月額保育料）は、無償です。
- (2) 保育の提供に要する実費について、別表1に掲げる費用を負担していただきます。納入方法については、別途お知らせします。
- (3) 一時預かり又は時間外保育を利用するときは、別表2に掲げる料金を当園に納めていただきます。

10 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了いたします。

- (1) 園児の保護者が市町村の支給認定に該当しなくなったとき。
- (2) 園児が小学校に就学したとき。
- (3) その他利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。

11 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科、小児科

医療機関の名称	医療法人社団 健伸会 東町ファミリークリニック
医 院 長 名	武田 伸二
所 在 地	岩見沢市東町1条8丁目432番74号
電 話 番 号	0126-24-5771

(2) 歯科

医療機関の名称	山本歯科医院
医 院 長 名	山本 達郎
所 在 地	岩見沢市3条西3丁目
電 話 番 号	0126-22-1401

1.2 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を次のとおり設置しています。

相談窓口	・解決責任者 園 長 菊地 和子 ・受付担当者 教 頭 狩野 眞弓 ・ご利用時間 幼稚園開園日、開園時間内 ・電話番号 0126-22-4079 ・FAX 0126-35-5311 担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。 第三者委員として次の方に委嘱しています。園に申し出をしづらい場合は、第三者委員にご相談ください。 石川 進一さん(聖十字教会委員 TEL 0126-22-4079 聖十字教会)
------	---

1.3 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。		
防災設備	・消火器具 有 ・避難器具 有 ・誘導標識 有 ・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 有 ・震災に備えての備蓄 (拡声器、携帯ラジオ等)		
避難・消火訓練	・条例の規定に基づき、少なくとも年2回以上避難訓練を実施します。		
第1次避難場所	幼稚園園庭	第2次避難場所	光稜中学校

1.4 虐待の防止

当園では、幼児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとします。

1.5 当園におけるその他の留意事項

幼稚園、教会の敷地内は禁煙・禁酒となっています。

別表1

実費に係る利用者負担金

1) 1号園児

項 目	内容、負担を求める理由及び目的	金 額
給 食 費	1食 340円 (主食分 68円) (副食分 272円)	月 額 340円×回数 (主食分68円×回数) (副食分272円×回数)
バス送迎費	(燃料費、車両減価償却費、 運転手人件費等)	片道月額 1,000円 往復月額 2,000円
行事に係る費用 (バス代,入場料,観劇代等)	その都度保護者に説明します。	その都度保護者に通知する額
絵 本 費	毎月幼児の発達に合った絵本を 購読していただいています。	月 額 460円

注 教育・保育給付認定を行った市町村が「副食費」の免除の決定を行った園児については、その負担を免除します。

2) 2号園児

項 目	内容、負担を求める理由及び目的	金 額
給 食 費	1食 340円 (主食分 68円) (副食分 272円)	月 額 340円×回数 (主食分68円×回数) (副食分272円×回数) 土曜日において給食を必要とする場合は、上記料金のほか1食につき給食費340円を徴収します。
バス送迎費	(燃料費、車両減価償却費、 運転手人件費等)	片道月額 1,000円 往復月額 2,000円
行事に係る費用 (バス代,入場料,観劇代等)	その都度保護者に説明します。	その都度保護者に通知する額
絵 本 費	毎月幼児の発達に合った絵本を 購読していただいています。	月 額 460円

注 教育・保育給付認定を行った市町村が「副食費」の免除の決定を行った園児については、その負担を免除します。

別表 2

1) 一時預かり保育料の額 (1 号認定園児の場合)

	通常期間	長期休業期間
	料 金	料 金
	1 回につき	1 回につき
早朝 1 (7:00～7:30)	1 0 0 円	1 0 0 円
早朝 2 (7:30～8:30)	1 0 0 円	1 0 0 円
教育時間終了から 18 時 0 0 分まで	2 時間につき 2 0 0 円 (月火水木金 14:00～18:00) 2 0 0 円 (水 11:45～14:00)	5 0 0 円 (8:30～14:00) 2 時間につき 2 0 0 円 (14:00～18:00)
摘 要	1 月曜日から金曜日までの間の利用に限ります。 2 「早朝」の利用については、園長が必要と判断した場合に限ります。 3 岩見沢市が料金の減免又は補助を決定した園児については、その額を減免します。 4 一時預かりの申し込みは、前月 20 日までに申請しなければなりません。 5 料金は、利用した次の月に納めていただきます。	

2) 時間外保育料の額 (2 号園児 (保育短時間認定の園児))

	通常期間	長期休業期間
	料 金 (1 回につき)	料 金 (1 回につき)
延長① (7:00～8:00)	2 0 0 円	2 0 0 円
延長② (16:00～17:00)	2 0 0 円	2 0 0 円
園長③ (17:00～18:00)	2 0 0 円	2 0 0 円
摘 要	1 岩見沢市が料金の減免又は補助を決定した園児については、その額を減免します。 2 料金は、利用した次の月に納めていただきます。	